

令和元年 上里町教育委員会 第6回 定例会会議録

上里町教育委員会

令和元年第 6 回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 令和元年 6 月 27 日 (木) 午後 3 時
場 所 上里町役場 3 階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 議案第 21 号 平成 31 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (2) 報 告 事 項 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- (3) その他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について 日 時 令和 年 月 日 () 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

令和元年第 6 回上里町教育委員会会議録

招集月日		令和元年 6 月 2 7 日（木）			招集場所		上里町役場 3階 教育委員会室				
会議日程		開 会		午後 3 時			閉 会		午後 3 時 4 0 分		
招集者及び宣告者			教育長 下山 彰夫				議 長		教育長 下山 彰夫		
委員出席状況	教 育 委 員				説 明 の た め に	出 席 し た 職 員	学校教育課長		高橋 淳		
	教 育 長		○ 下 山 彰 夫				学校教育指導室長		勝山 寛美		
	委 員		○ 阿久戸 嘉彦				生涯学習課長兼郷土資料館長		伊藤 覚		
	委 員		○ 安 藤 寛 和				学校教育指導室長補佐		松本 顕記		
	委 員		○ 島 崎 勝				学校教育課教育庶務係長		山田 真奈美		
	委 員		○ 相 川 崇 樹								
	※出席者○印・欠席者×印										
会議進行状況	1. 開会			＜挨拶・開会宣言＞							
	教育長										
	2. 前回会議録の承認			前回会議録の確認をお願い致します。ご不明点等ございましたらご発言願います。							
	教育長										
	委員			＜特になし＞							
	教育長			特に無いようですので、前回の会議録については、ご承認頂けたものといたします。事務局は手続きをお願いします。今回の会議録署名委員は、阿久戸委員をお願い致します。							
	3. 議事			それでは本日の議事に入りたいと思いますが、本日の議事は議案が 1 件、報告事項として専決処分による承認事案が 1 件であります。							
	教育長			始めに、議案第 21 号平成 31 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、を議題といたします。事務局説明願います。							
	教育庶務係長			ご提案申し上げました、議案第 21 号平成 31 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、説明申し上げます。							
				提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため、本案を提出するものであります。							
			概要及び内容について説明いたします。								

会		始めに概要でございますが、令和元年5月16日から6月15日までに申請のありました申請者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に基づき認定を行いたいものであります。
		続きまして、認定内容でございます。認定区分が職業不安定を理由とした準要保護の新規申請2件2名で、この2件の申請者につきましては、算定表のとおり所得基準が算定基準以下となっておりますので、認定となるものです。
		以上、議案第21号の提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜ります様、お願い申し上げます。
議		<申請者の詳細説明内容・質疑応答の内容は非公開>
	教育長	議案第21号につきましては、事務局提案のとおり、準要保護児童生徒と認定する事でよろしいでしょうか。
進	委員	<異議なし>
	教育長	議案第21号は提案のとおり決しましたので、事務局は、手続きをお願いします。
行		次に報告事項、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、事務局説明願います。
	生涯学習課長	承認第4号専決処分の承認を求めることについての提案説明を申し上げます。
状		提案理由でございますが、上里町社会教育委員の委嘱及び任命について、上里町教育員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同規則第3条第1項の規定に基づき、委員会にこれを報告し、その承認を求めるものでございます。
		内容につきましてご説明申し上げます。社会教育委員の任期満了に伴う役員の選出において、役員の交代がありましたが、委員の委嘱及び任命に当たり、教育委員会を招集するいとまが無かったため、上里町教育委員会名で社会教育委員の委嘱及び任命を専決処分により行ったものであります。
況		なお、資料として社会教育委員名簿を添付していますが、名簿15名の内、6名の方が新たに委嘱されました。

会 議 進 行 状 況	阿久戸委員	対応時間をきちんと定める事は必要な事だと思います。勤務時間内と勤務時間外を分ける事は良いことだと思います。
		私はもっと短くても良いと思っています。
	学校教育指導室長	私の教員生活の中で、電話対応時間に制限を設ける事だけでも画期的な事だと感じていて、多少の不安感があります。ただ現在、国を挙げて働き方改革が叫ばれている中で、お仕事をされている保護者の方には他人事ではないと感じて頂けるのかな、と思っています。
	安藤委員	民間企業ですと、営業時間外はほとんどが留守番電話対応となっていますので、お勤めされている保護者の方にはご理解が得られやすいと思います。
	相川委員	学校の現状は、夜の8時過ぎでも電話が鳴れば対応するのですか。
	学校教育指導室長	その場に教員が残っていれば、対応しています。また、その内容によっては30分、1時間以上の対応をする事もあります。
	相川委員	その様な事を無くすためには、先程安藤委員のお話にあった、時間外のため対応しかねます、と言った様な、留守番電話などの設置を検討してはどうですか。
	学校教育指導室長	今の段階では学校現場において、留守番電話はハードルが高いように感じます。例えば機械の音声で、時間外のためお掛け直し下さい、と言うのは、今まで築き上げてきた保護者との信頼が上手くいかなくなってしまうのでは、と感じます。保護者の方は学校は、先生が居れば、電気が点いていれば対応してくれるところだ、と意識されていると思います。今回の取り組みも、対応時間外での緊急電話以外は出ない、電話を控えて頂く、という事ですので、その様な意味では学校現場における働き方改革は難しい事だと思っています。
	島崎委員	中学校の部活関係では、顧問の先生の携帯番号を知っている方が結構多いので、学校の電話が利用出来なければ、先生の携帯電話に直接掛ってくるようになると思います。

会 議 進 行 状 況		また、先日の施設訪問後、七本木公民館長から教育委員の皆様には七本木公民館の様子を見て頂きたいとの要望がありましたので、25日の教育委員会終了後、委員の皆様で七本木公民館を見学したいと考えていますので、ご予定の程よろしくお願いいたします。
	6. 閉 会	それでは、本日の議事につきましては全て終了しました。
	教育長	これを持ちまして、6月の定例教育委員会を閉会とさせていただきます。皆様、ご苦労様でした。
		会議録署名人（教育長）
		会議録署名人（委員）
		会議録調製者（学校教育課長） 高橋 淳